

永平寺町家庭用防犯対策品設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 永平寺町家庭用防犯対策品設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)に定めるもののほか、この告示で定めるところによる。

(目的)

第2条 永平寺町の家での防犯対策を支援するため、防犯カメラ等の防犯対策品の購入・設置費用の一部を補助し、犯罪者に対する抑止力とし、犯罪の発生を未然に防ぐことにより、安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内に住所を有し、町内の住宅に居住する高齢者世帯(65歳以上)
- (2) 町税等を滞納していない者

(補助の対象となる防犯対策品)

第4条 補助金の対象となる防犯対策品は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ(防犯カメラ作動中等の標識)
- (2) カメラ付きインターホーン
- (3) センサー付きライト
- (4) 防犯フィルム

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、防犯対策品購入・設置費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、防犯対策品を購入した日から起算して3か月以内に永平寺町家庭用防犯対策品設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防犯対策品設置に係る領収書の写し
- (2) 防犯対策品の設置を証明する写真
- (3) 防犯カメラにより撮影した画面を印刷したもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合において、提出書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付する場合は永平寺町家庭用防犯対策品設置費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、交付しない場合は永平寺町家庭用防犯対策品設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた

ときは、補助金を速やかに返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。